

確認テストchallenge③-Ⅲ(法規)

※令和2年1月1日現在において施行されている法令に基づいて出題しています。

※基準法の大改正に対応させるため法令集は必ず最新版を使用して下さい。

問題 1

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の屋根の $\frac{2}{3}$ を取り替えることは、「建築」ではない。
2. 積雪を支える建築物の屋根版は、「構造耐力上主要な部分」である。
3. 床が地盤面下であり天井の高さが4mの階で、床面から地盤面までの高さが1.2mのものは、「地階」である。
4. 水泳場の用途に供する建築物は、「特殊建築物」である。

問題 2

面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っているもの**はどれか。

1. 道路高さ制限において、建築物の屋上部分に設ける高さ 5 m の高架水槽の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以内の場合においては、その部分の高さは、当該建築物の高さに算入しない。
2. 日影による中高層の建築物の高さの制限における建築物の高さの算定は、建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が 3 m を超える場合においては、その高低差 3 m 以内ごとの平均の高さにおける水平面からの高さによる。
3. 建築物の敷地内に都市計画において定められた計画道路(都市計画法等による新設又は変更の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものを除く。)がある場合において、特定行政庁の許可を受けて当該計画道路を容積率の算定に当たっての前面道路とみなす場合は、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しない。
4. 建築面積が 1,000㎡ の建築物において、倉庫(床面積 125㎡)とそれに通ずる階段室からなる地階は、当該建築物の階数に算入する。

問題 3

防火地域内における次の行為のうち、建築基準法上、**確認済証の交付を受ける必要がないもの**はどれか。ただし、建築物の建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 木造、延べ面積 100㎡、地上 2 階建ての一戸建ての住宅における、床面積 10㎡ の増築
2. 鉄骨造、延べ面積 300㎡、平家建ての、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、その建築を許可した仮設興行場の新築
3. 鉄骨造、延べ面積 400㎡、平家建ての、鉄道のプラットホームの上家の新築
4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積 500㎡、地上 2 階建ての劇場の、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わない公会堂への用途の変更

問題 4

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。
2. 建築主は、鉄骨造、延べ面積300㎡、地上2階建ての飲食店を物品販売業を営む店舗とする用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合において、当該工事を完了したときは、建築主事の検査を申請しなければならない。
3. 建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について、当該建築物の建築設備の材料、位置又は能力の変更(性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)をして、当該建築物を建築しようとする場合において、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものは、あらためて、確認済証の交付を受ける必要はない。
4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積500㎡、地上3階建ての事務所を新築する場合においては、建築主は、当該建築物の検査済証の交付を受ける前においても、特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めるときは、仮に、当該新築に係る建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

問題 5

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 集会場における客用の階段及びその踊場に、高さ85cmの手すりが設けられた場合における階段及びその踊場の幅は、手すりの幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定する。
2. 小学校における職員室には、採光のための窓その他の開口部を設けなくてもよい。
3. 住宅における地階の居室で、からぼりに面する所定の開口部を設けた場合においては、居室内の湿度を調節する設備を設けなくてもよい。
4. 石綿が添加された建築材料が使用されていることにより建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている倉庫について、基準時における延べ面積が1,000㎡のものを増築して延べ面積1,400㎡とする場合、増築に係る部分以外の部分においては、当該添加された建築材料を被覆する等の措置を要しない。

問題 6

耐火建築物等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 延べ面積が3,000㎡を超える建築物で、所定の基準に適合するものは、主要構造部に木材を用いることができる。
2. 準耐火建築物としなければならない建築物で、所定の基準に適合するものは、その主要構造部を不燃材料で造ることができる。
3. 防火地域及び準防火地域以外の区域内における主階が2階にある延べ面積500㎡、地上2階建ての劇場で、客席の部分の床面積の合計が180㎡のものは、主要構造部に必要とされる性能に関して「耐火性能に関する技術的基準」に適合するものとしなければならない。
4. 準防火地域内における延べ面積1,000㎡、地上3階建ての映画スタジオ（各階を当該用途に供するもの）は、耐火建築物としなければならない。

問題 7

防火地域及び準防火地域以外の区域内における病院又は診療所に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。

1. 地上3階建てで、3階の部分の床面積が500㎡の病院において、その居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした。
2. 地上2階建てで、2階の部分の床面積が500㎡で2階に患者の収容施設がある診療所において、2階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめたので、内装の制限を受ける調理室等以外の2階の室は難燃材料以外の木材で仕上げた。
3. 地上12階建ての病院において、全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめたので、最上階については、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とし、かつ、その下地を準不燃材料として床面積の合計200㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画した。
4. 延べ面積1,500㎡、地上3階建ての患者の収容施設がない診療所において、耐火建築物及び準耐火建築物に該当しない木造の建築物としたので、準耐火構造の防火壁又は防火床によって有効に区画し、各区画の床面積の合計をそれぞれ750㎡とした。

問題 8

防火区画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、主要構造部については、「耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準」に適合していないものとする。また、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 地上11階建ての共同住宅の11階部分で、床面積が100㎡を超えるものは、床面積の合計100㎡以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画しなければならない。

2. 主要構造部を準耐火構造とした延べ面積200㎡、地上3階建ての一戸建ての住宅において、吹抜きとなっている部分とその他の部分とは防火区画しなくてもよい。
3. 1階から3階までを物品販売業を営む店舗(当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡)とし、4階以上の部分を事務所とする地上10階建ての建築物においては、当該店舗部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。
4. 地上3階に居室を有する事務所で、主要構造部を耐火構造としたものにおいて、避難階である地上1階から地上3階に通ずる階段の部分とその他の部分との区画に用いる防火設備は、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するものでなければならない。

問題 9

防火・避難に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、避難階は地上1階とし、屋上広場はないものとする。また、「避難上の安全の検証」及び「防火区画検証法」は行われていないものとし、国土交通大臣の認定は考慮しないものとする。

1. 主要構造部を耐火構造とした地上3階建ての共同住宅において、各階に住戸(1住戸の居室の床面積の合計が50㎡)が5戸ある場合には、避難階以外の階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。
2. 建築基準法第22条第1項の市街地の区域内にある木造建築物等は、その外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、防火構造としなければならない。
3. 各階を物品販売業を営む店舗の用途に供する地上4階建ての建築物(各階の床面積が400㎡)においては、原則として、各階における避難階段の幅の合計を2.4m以上としなければならない。
4. 換気設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合において、当該風道に設置すべき特定防火設備については、原則として、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものとしなければならない。

問題 10

構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
ただし、限界耐力計算(それと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を含む。)、超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための国土交通大臣が定める基準に従った構造計算は行わないものとする。

1. 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さは、原則として、5 cm以上としなければならない。
2. 鉄筋コンクリート造の建築物においては、コンクリート打込み中及び打込み後5日間は、原則として、コンクリートの温度が1℃を下らないようにしなければならない。
3. 補強コンクリートブロック造の建築物においては、各階の補強コンクリートブロック造の耐力壁の中心線により囲まれた部分の水平投影面積は、60㎡以下としなければならない。
4. 地上3階建、木造住宅の1階の構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、原則として、13.5cmを下回ってはならない。

問題 11

構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
ただし、保有水平耐力計算若しくは限界耐力計算(これらと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を含む。)、又は超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための国土交通大臣が定める基準に従った構造計算は行わないものとする。

1. 延べ面積50㎡、高さ4 mの鉄筋コンクリート造の建築物において、柱の出すみ部分の異形鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げなければならない。
2. 高さ10mの鉄筋コンクリート造の建築物において、構造耐力上主要な部分である柱の帯筋の間隔は、柱に接着する壁、はりその他の横架材から上方又は下方に柱の小径の2倍以内の距離にある部分においては、15cm以下で、かつ、最も細い主筋の径の15倍以下としなければならない。

3. 高さ3 mの鉄筋コンクリート造のべい[・]に使用するコンクリート(軽量骨材は使用しないものとする。)の四週圧縮強度は、 $12\text{N}/\text{mm}^2$ 以上としなくてもよい。
4. 設計基準強度が $21\text{N}/\text{mm}^2$ 以下のコンクリートの場合、圧縮の材料強度は、短期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度の1.5倍である。

問題 1 2

建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 踏段面の水平投影面積が 6 m^2 であるエスカレーターの踏段の積載荷重は、 16kN とすることができる。
2. 非常用の照明装置を設けていないことについて、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物であって、独立部分(開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分)が2以上あるものについて増築をする場合においては、当該増築をする独立部分以外の独立部分には非常用の照明装置を設けなくてもよい。
3. エレベーター強度検証法による主要な支持部分等の断面に生ずる常時の応力度は、昇降する部分以外の部分の固定荷重、昇降する部分の固定荷重及びかごの積載荷重を合計した数値により計算する。
4. 準防火地域内における地上2階建て延べ面積 480 m^2 の共同住宅の各戸の界壁を貫通する給水管は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間、当該界壁の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものを使用することができる。

問題 13

建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 保有水平耐力計算において、高さ20mの鉄骨造の建築物の屋外に面する帳壁については、構造計算によって風圧に対して構造耐力上安全であることを確かめなくてもよい。
2. 許容応力度等計算において、地震力を計算する場合、学校のバルコニーの床の積載荷重については、 $1,300\text{N}/\text{m}^2$ に床面積を乗じて計算することができる。
3. 許容応力度等計算において、地下部分に作用する地震力の計算に際して、地震時における建築物の振動の性状を適切に評価して計算することができる場合には、当該計算によることができる。
4. エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している「高さが31mを超える建築物の部分」と「高さが10m以下の建築物の部分」については、それぞれの建築物の部分で必要とされる構造計算の方法を用いることができる。

問題 1 4

都市計画区域及び準都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち所定の区域)内の道路の路面下に設ける建築物で、当該地区計画の内容に適合し、かつ、所定の基準に適合するものであって特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは、道路内に建築することができる。
2. 敷地の周囲に広い空地を有する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものの敷地は、道路に2 m以上接しなくてもよい。
3. 特定行政庁が、街区内における建築物の位置を整えその環境の向上を図るために必要があると認めて建築審査会の同意を得て、壁面線を指定した場合、建築物のひきしは、壁面線を越えて建築してはならない。
4. 工事を施工するために現場に設ける仮設事務所の敷地は、道路に接しなくてもよい。

問題 1 5

都市計画区域内における次の建築物のうち、建築基準法上、**新築してはならない**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。また、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとする。

1. 第一種住居地域内の「延べ面積4,000㎡、地上4階建てのホテル」
2. 近隣商業地域内の「客席の部分の床面積の合計が300㎡、地上2階建ての映画館」
3. 商業地域内の「1万個の電気雷管の貯蔵に供する平家建ての倉庫」
4. 工業専用地域内の「延べ面積300㎡、地上2階建ての診療所」

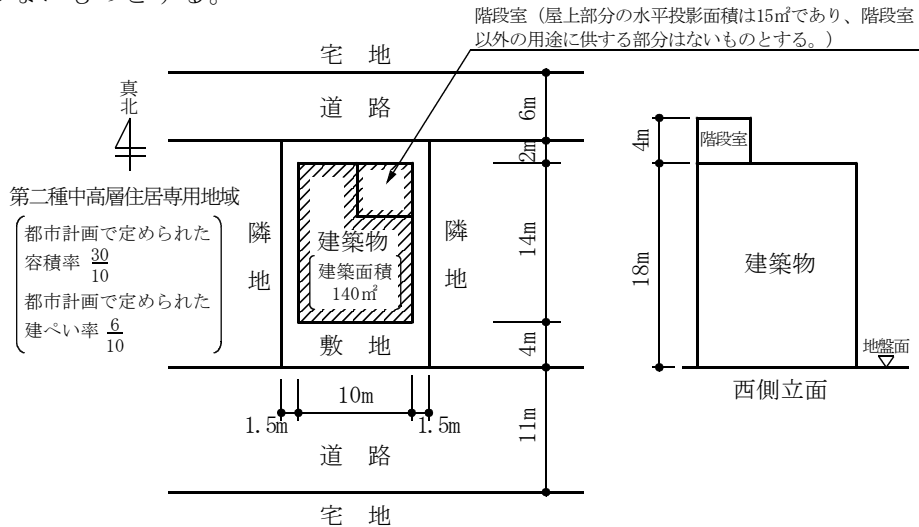
問題 16

建築物の容積率に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の敷地が建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率に関する制限を受ける地域、地区又は区域の2以上にわたる場合においては、当該建築物の容積率は、当該各地域、地区又は区域内の建築物の容積率の限度にその敷地の当該地域、地区又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。
2. 特定街区内における建築物の容積率は、特定街区に関する都市計画において定められた限度以下で、かつ、前面道路の幅員が12m未満である場合は、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物でなければ、当該前面道路の幅員のメートルの数値に、住居系の用途地域にあつては $\frac{4}{10}$ を、その他の用途地域にあつては $\frac{6}{10}$ を乗じたもの以下でなければならない。
3. 敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地进行を有する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、都市計画で定められた容積率を超えるものとするができる。
4. 高度利用地区内においては、学校、駅舎、卸売市場等で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、高度利用地区に関する都市計画において定められた容積率に適合しないものとするができる。

問題 17

図のように、敷地に建築物を新築する場合における建築物の高さに関する次の記述うち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、敷地は平坦^{たん}で、隣地及び道路との高低差はなく、門及び塀はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁による指定等はないものとし、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。



1. 建築基準法第56条第1項第一号(道路高さ制限)の規定に適合する。
2. 建築基準法第56条第1項第二号(隣地高さ制限)の規定に適合する。
3. 建築基準法第56条第1項第三号(北側高さ制限)の規定に適合する。
4. 原則として、避雷設備の設置が必要である。

問題 18

準防火地域内の建築物に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 地上2階建て、延べ面積1,600㎡の建築物は、主要構造部が「耐火性能に関する技術的基準」に適合するものであることとしなければならない。
2. 地上2階建て、延べ面積200㎡の木造建築物は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分が、「防火性能に関する技術的基準」に適合するものであることとすることができる。
3. 平家建て、延べ面積500㎡の建築物は、外壁開口部設備に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、当該外壁開口部設備が加熱開始後20分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものであることとすることができる。
4. 平家建て、延べ面積1,500㎡の倉庫は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

問題 19

地区計画等又は建築協定に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 地区整備計画等が定められている地区計画等の区域内において、市町村の条例で定めることができる制限としては、建築物に附属する高さ2m以内の門又は塀の位置の制限は含まれない。
2. 再開発等促進区で地区整備計画が定められている地区計画の区域内においては、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、道路高さ制限、隣地高さ制限及び北側高さ制限は適用されない。
3. 建築協定は、都市計画区域及び準都市計画区域外においては定めることができない。
4. 建築協定書の作成に当たって、建築協定区域内の土地に借地権の目的となっている土地がある場合においては、借地権を有する者の全員の合意がなければならない。

問題 20

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の5階以上の階を百貨店の売場の用途に供する場合には、避難の用に供することができる屋上広場を設けなければならない。
2. 敷地が第二種中高層住居専用地域内に600㎡、近隣商業地域内に700㎡と二つの用途地域にわたる場合、当該敷地には、ホテルを新築することができる。
3. 小学校の教室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積の算定に当たっては、用途地域等の区分に応じ、計算した採光補正係数を用いる。
4. 延べ面積1,000㎡、地上3階建ての主要構造部が耐火構造である中学校（避難階は1階）で、3階における居室の床面積の合計が200㎡である場合には、3階から1階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

問題 21

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 鉄骨造、高さ10m、軒の高さ9mの共同住宅の新築工事で、住宅の用途に供する部分の床面積が250㎡、自動車車庫の用途に供する部分の床面積が125㎡のもの設計及び工事監理は、一級建築士又は二級建築士でなければしてはならない。
2. 一級建築士名簿に登録する事項は、登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別、処分歴、定期講習の受講歴等である。
3. 建築士事務所に属する一級建築士は、直近の一級建築士定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内に、次回の一級建築士定期講習を受けなければならない。
4. 中央指定登録機関が指定された場合には、一級建築士の登録の実施に関する事務、一級建築士名簿を一般の閲覧に供する事務等は中央指定登録機関が行うこととなり、原則として、国土交通大臣はこれらの事務を行わない。

問題 2 2

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所に属する管理建築士以外の建築士についても、氏名等に変更があった場合においては、都道府県知事に届け出なければならない。
2. 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計の業務を、建築士事務所の開設者以外の個人の建築士に委託してはならない。
3. 複数の一級建築士事務所を開設している法人においては、一級建築士事務所ごとに、それぞれ当該一級建築士事務所を管理する専任の一級建築士を置かなければならない。
4. 建築士事務所を管理する一級建築士は、当該建築士事務所に属する他の一級建築士が設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、設計した一級建築士の承諾を求めることなく、管理建築士としての権限で変更することができる。

問題 2 3

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者は、「当該建築士事務所の業務の実績を記載した書類」、「当該建築士事務所に属する建築士の氏名及び業務の実績を記載した書類」等の書類を、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
2. 建築士事務所の開設者と管理建築士が異なる場合においては、管理建築士は、開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとする。
3. 一級建築士は、二級建築士が設計した延べ面積200㎡、高さ9 m、鉄筋コンクリート造、地上2階建の住宅の設計図書の一部を変更しようとする場合、原則として、当該二級建築士の承諾を求めずに、その設計図書の一部を変更することができる。
4. 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、「報酬の額及び支払の時期」、「契約の解除に関する事項」、「設計又は工事監理の実施の期間」、「設計又は工事監理の種類、内容及び方法」等の事項を記載した書面を当該委託者に交付しなければならない。

問題 2 4

都市計画施設の区域内における次の行為のうち、都市計画法上、**都道府県知事等の許可を受ける必要がある**ものはどれか。ただし、都市計画事業の認可等の告示はされていないものとする。

1. 木造、地上2階建ての店舗の移転
2. 木造、地上2階建ての保育所の10㎡の増築
3. 鉄骨造、地上2階建ての店舗併用住宅の大規模の修繕
4. 非常災害のため必要な応急措置として行う鉄骨造、平家建ての仮設住宅の新築

問題 2 5

次の「防火対象物」と「消防用設備等」との組合せのうち、消防法上、原則として、**当該消防用設備等を設けなくてもよい**ものはどれか。ただし、防火対象物はいずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵及び取扱いは行わないものとする。

	防火対象物	消防用設備等
1.	延べ面積3,000㎡、主要構造部を耐火構造とした地上5階建ての百貨店	スプリンクラー設備
2.	延べ面積2,100㎡、主要構造部を耐火構造(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたもの)とした地上3階建てのマーケット	屋内消火栓設備
3.	延べ面積280㎡、木造、地上2階建ての料理店	自動火災報知設備
4.	延べ面積6,000㎡、準耐火建築物である平屋建ての工場	屋外消火栓設備

問題 2 6

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 特定建築物の建築等をしようとする建築主等は、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
2. 認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる部分については、認定特定建築物の延べ面積の $\frac{1}{10}$ を限度として、容積率の算定の基礎となる延べ面積には算入しないものとする。

3. 所管行政庁は、建築物特定事業を実施していないと認めて勧告したにもかかわらず、建築主等が正当な理由がなくて、その勧告に係る措置を講じない場合において、移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
4. 「建築物移動等円滑化誘導基準」においては、多数の者が利用する主たる階段は、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、回り階段とすることができる。

問題 27

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「建築基準法」に基づき、現行の構造耐力に関する規定に適合しない部分を有し、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている「延べ面積1,000㎡、鉄筋コンクリート造、地上3階建ての事務所」に、エキスパンションジョイントのみで接する「床面積の合計600㎡の鉄骨造の事務所」を増築する場合、既存部分は、耐久性等関係規定に適合していなくても、現行の構造耐力に関する規定の適用を受けずに当該増築をすることができる。
2. 「宅地建物取引業法」に基づき、宅地建物取引業を営もうとする者は、2以上の都道府県の区域内に事務所(本店、支店等)を設置してその事業を営もうとする場合にあっては、国土交通大臣の免許を受けなければならない。
3. 「建築基準法」に基づき、工業地域内において、1日当たりの処理能力が100 t 以下のがれき類を破砕する産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物は、特定行政庁の許可を受けずに新築することができる。
4. 「都市計画法」に基づき、開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事を完了したときは、その旨を都道府県知事に届出を行い、検査済証の交付を受け、当該工事が完了した旨の公告があるまでの間は、原則として、当該開発区域内の土地においては、建築物を建築してはならない。

問題 28

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「建築士法」に基づき、建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。
2. 「建築士法」に基づき、建築士事務所の開設者は、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事に係る設計の業務については、委託者の許諾を得た場合においても、一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。
3. 「建設業法」に基づき、請負人は、その請け負った建設工事の施工について、工事監理を行う建築士から工事を設計図書のとおりを実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、直ちに、注文者に対して、その理由を報告しなければならない。
4. 「建設業法」に基づき、建設工事の元請負人は、請け負った共同住宅の新築工事については、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合においては、一括して他人に請け負わせることができる。

問題 29

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「宅地造成等規制法」に基づき、宅地造成工事規制区域内において、切土のみの宅地造成に関する工事であって、切土をする土地の面積が500㎡で、高さ2mの崖を生ずることになる場合には、造成主は、原則として、都道府県知事の許可を受けなければならない。
2. 「水道法」に基づき、給水装置における家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

3. 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、特別警戒区域内において、予定建築物が分譲住宅である開発行為をしようとする者は、原則として、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。
4. 「都市計画法」に基づき、開発許可の申請に当たって、一級建築士の資格を有する者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有するものは、開発区域の面積が20ha未満の開発行為に関する設計に係る設計図書を作成することができる。

問題 30

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、住宅新築請負契約又は新築住宅の売買契約における瑕疵担保責任の特例において、「住宅の構造耐力上主要な部分等」には、「雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分」は含まれない。
2. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、要安全確認計画記載建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならない。
3. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事で、当該建築物(当該解体工事に係る部分に限る。)の床面積の合計が100㎡であるものの発注者は、工事に着手する日の7日前までに、所定の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
4. 「労働安全衛生法」に基づき、事業者は、建設業の仕事において、耐火建築物又は準耐火建築物で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事を開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならない。